

関係各位

財団法人岡山県環境保全事業団

産業廃棄物処理業の事業範囲の変更について（お知らせ）

平素は、事業団業務にご指導ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、中間処理（焼却）事業で取り扱う産業廃棄物の許可を新たに取得いたしましたので、お知らせいたします。

なお、追加した産業廃棄物の処理を希望される事業者は、水島管理事務所業務課（086-440-0666）までお問い合わせください。

今後とも、循環型社会の推進に努めてまいりますので、事業団事業へのご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 中間処理（焼却処理）で取り扱える産業廃棄物の種類

次のとおりです。

区分	産業廃棄物の種類	
焼 却	変更前	汚泥、廃プラスチック類 ただし、これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く
	変更後	汚泥、廃プラスチック類、 <u>紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず</u> ただし、これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く

2. 産業廃棄物種類別処理単価

次のとおりです。

従来から取り扱っている産業廃棄物の処理料金に変更はありません。また、追加する産業廃棄物の処理処分料金は、従来の廃プラスチック類と同じ処理単価とします。

(円/トン)

区分	産業廃棄物の種類	処理費	消費税	合計
焼 却	汚泥	15,200	760	15,960
	廃プラスチック類、 <u>紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず</u>	17,200	860	18,060